

新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第26号

新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（平成26年新潟市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（身分証明書の様式）」に改め、同条中「証明書」を「証明書の様式」に、「別記様式第5号」を「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）に定めるところ」に改める。

別記様式第5号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。